

令和8年9月18日

部長、消防長、上下水道局長、事務局長
市民センター長、会計管理者、次長 様

唐津市長 峰 達 郎

令和9年度予算編成方針について

1 経済情勢と国の財政運営の動向

わが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調にあるものの、長引く物価やエネルギー価格の高止まり、為替の変動に加え、日本銀行の金融政策の変更に伴う「金利のある世界」への移行など、地域経済や市民生活を取り巻く環境は、依然として先行きが不透明な状況にある。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2026」において、デフレからの完全脱却と成長型経済への移行を確実なものとするため、物価上昇を上回る持続的な賃上げの定着や、半導体・AI・GX（グリーントランスフォーメーション）など成長分野への重点投資を進めるとともに、地方創生のさらなる深化に向け、「地域未来戦略」に基づき、地域の特性や強みを活かした強い地域経済の構築に取り組む姿勢を示している。

本市においても、こうした国の動向や各種財政支援の動向を的確に捉え、本市への影響を見極めながら、機動的かつ適切に対応していくことが必要である。

2 本市の財政状況

本市の財政状況は、少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加に加え、資材価格や労務費の高止まりによる公共事業費の増大、さらには今後の金利上昇に伴う公債費負担の増加も懸念されるなど、財政環境は一層厳しさを増している。

ここ数年、モーターボート競走事業やふるさと寄附金により、臨時的な財源を一定程度確保できているものの、全国的な競争の激化等もあり、将来にわたってこれらの財源に過度に依存することは極めて大きなリスクを伴うこととなる。

このため、一般財源の歳入に見合った歳出構造への転換と、持続可能な行財政運営の確立が急務である。

一方で、物価や人件費の上昇が続く中、本市が発注する工事、委託業務、物品調達等については、労務費や原材料費等の実勢価格を適切に予算へ反映し、適切な価格転嫁を推進することにも留意しなければならない。

また、響創のまちづくり基金（ボート収益分）やふるさと寄附金基金については、将来を見据えた戦略的な投資や臨時的な経費に対して有効に活用していくことが極めて重要である。

こうした現状を踏まえ、「第3次唐津市総合計画」の施策を着実に展開していくためには、これまで以上に既存事業の見直しを徹底し、限られた財源を真に必要な事業へ重点的に配分しなければならない。

予算編成及び執行にあたっては、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況と将来リスクを正確に認識し、全庁的な視点と経営感覚を持つことが求められる。聖域を設けることなく事業の優先順位を厳格に見極めるとともに、デジタル技術の積極的な活用による業務の効率化を図るなど、将来負担の軽減と財政の健全化に向けた不断の努力を続けていかなければならない。

3 予算編成の基本方針

このような中、令和9年度当初予算編成においては、「第3次唐津市総合計画」が目指すまちの姿の実現に向け、既存事業の必要性や効果を改めて検証し、廃止を含め、徹底した見直しを進めることにより、新規・拡充事業に必要な財源の確保につなげるものとする。

あわせて、国・県の補助金や有利な起債、クラウドファンディング等の活用を含め、あらゆる財源の確保に努めるとともに、基金の戦略的な活用を図りながら、「選択と集中」による質の高い財政運営を推進することを基本方針とする。

加えて、次に掲げる事項を重点項目とし、本市の未来を切り拓き、市民の期待に真に応えうる予算を編成するものとする。

(1) 誰もが安全で安心して暮らせる、快適で住みやすいまちづくりの推進

防災力の強化や切れ目のない子育て支援、高齢者・障がい者福祉や地域医療、教育の充実を図り、市民一人ひとりによりそう地域社会を目指すとともに、豊かな自然環境の保全やゼロカーボン施策の推進に取り組み、次世代を見据えた快適な住環境の整備に向けた施策を推進すること。

(2) 未来を切り拓く産業振興と地域活力の創出

本市の豊かな自然や歴史文化等の地域資源を活かした観光振興や、それぞれの地域が持つ魅力や特性を活かしたプロジェクトを推進するとともに、関係人口の創出・拡大を図り、地域の活性化につなげること。

また、一次産業における稼ぐ力の向上や、新たな技術（DX・GX等）の活用による地域産業の高度化を支援し、持続可能で活力ある地域経済基盤の確立に資する施策を推進すること。

(3) デジタル推進と公共施設再編による持続可能な行財政運営

デジタル技術を最大限活用した市民サービスの向上と市役所業務の徹底した効率化を進め、新たな財源や人員を捻出すること。

あわせて、令和9年度に行う公共施設再配置計画の一部見直しを踏まえ、住民ニーズや地域全体の施設配置、今後の維持管理コスト等を総合的に勘案し、必要な施設を確保しつつ、施設の再編・長寿命化及び適正な維持管理を着実に進めることにより、将来世代に過度な負担を残さない健全な財政基盤を確立すること。

予算編成の考え方

1 部の予算編成の考え方

- (1) 各部局は、行政評価等での指摘事項を踏まえ、市民センター所管事業も含めた部局全体の予算編成の考え方（重点化する事業）を明確にし、主要施策及び懸案事項については市長及び副市長と協議・調整を行ったうえで、予算編成の事務を進めること。
- (2) 市長公約事業及び「第3次唐津市総合計画」に掲げた主要施策は、予算に適切に反映させ、取り組んでいくこと。

2 将来推計人口、将来職員数を念頭においた行政運営

- (1) 投資的事業や事務事業の企画立案には、人口減少に対応した行財政運営のあり方を、長期的な視点に立って取り入れること。
- (2) 施設の管理運営のあり方、事務の効率化（集約化、省力化など）について、将来推計人口や深刻化する労働供給制約、定員管理計画を十分念頭に置いて見直しを行っていくこと。

3 市民によりそう施策

- (1) 職員一人ひとりが、市民の声に耳を傾け、従来の施策や事業の目的及び有効性を検証し、新たな発想による有効な施策展開を行うこと。
- (2) 要望書等の提出がなされている事項については、必要性等を十分に精査し、対応を行うこと。その際、要望書については、写しを添付すること。

4 課題への対応

- (1) 決算審査をはじめ市議会における意見については、その内容を十分に検証し、過大な要求とならないよう確実な経費の見積りを行うとともに、事業の制度設計の熟度を上げ、十分な説明責任を尽くせる要求を行うこと。
- (2) 監査委員の監査結果については、適切な予算措置を行うこと。
- (3) 内部統制により整備上の重大な不備を覚知した場合は、予算内容について

所要の改善を行ったうえで要求すること。

(4) 過去の予算査定における課題を解決する要求を行うこと。

5 国・県の動向の把握

国の概算要求、地方財政計画、県の予算要求の状況等の最新情報に細心の注意を払い、的確な把握に努め、内容を十分に検証したうえで、予算に反映させること。

6 事業費の要求基準額

義務的経費及び災害復旧費を除いた経費については、財政課から各部に対し、前年度当初予算における一般財源額を基本とした要求基準額を提示する。

各部においては、本市の厳しい財政状況を十分に認識し、この要求基準額を基本として、既存事業の必要性や効果、優先順位を改めて検証し、廃止を含めた事業の見直しを徹底したうえで、各部長の最終的な判断により要求を編成すること。

なお、物価や人件費の上昇、その他やむを得ない事情により要求基準額を上回る場合は、その増加要因及び積算根拠を十分に精査するとともに、可能な限り既存事業の見直しや特定財源の確保等により一般財源の抑制を図ること。

ただし、臨時的・時限的に行う事業については、基金（公共施設整備基金、響創のまちづくり基金又はふるさと寄附金基金）を活用しての要求を認めるものとする。なお、各基金を活用できる事業は、次のとおりであるため留意すること。

【各基金を活用できる事業】

◆公共施設整備基金繰入金：

公共施設の除却経費（工事費、設計費、関連調査費等）、継続費設定済の事業

◆響創のまちづくり基金繰入金（モーターボート競走事業収益金分）：

福祉や教育施策等、モーターボート競走事業の地域貢献のPRに資する事業

◆ふるさと寄附金基金繰入金：

唐津市がいつまでも光り輝くふるさとであり続けるための事業で、唐津市の将来への投資となる事業

7 歳入の確保及び新規の財源の発掘

- (1) 既存事業であっても、位置づけの再整理や事業内容の見直しを行うことで国県支出金の交付対象とできる場合があるので、十分に財源の研究を行い、積極的に活用すること。
- (2) 市税等の収納率の向上や各種財団等の助成金の活用のほか、使用料・手数料、負担金等の見直しを行うなど受益と負担の適正化を図ること。特別会計においては、一般会計繰入金の縮減を図ること。
また、今後見直しが必要なものは、改定時期を定め、早めに検討に着手し、市民への周知期間を確保すること。
- (3) 市有財産の売払いや有効活用、広告事業の拡大、企業版ふるさと納税の活用など、新規の財源の掘り起こしとともに、新たな資金運用形態の検討や預託金の利率見直し等を積極的に行うこと。

8 事業費の見直し等

- (1) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、スクラップ&ビルドを徹底し、すべての施策事業について、廃止を検討すること。
廃止ができない場合も、行政評価の結果等をふまえ、聖域を設けることなく抜本的な見直しを図り、事業の優先順位を洗い直し、ゼロベースの視点から見直しを行うこと。
- (2) 新規・拡充事業については、既存事業の見直しにより財源を捻出するとともに、事業終期を設定した上で、事業期間内で成果目標を達成し、終期において事業廃止又は縮小するよう努めること。
あわせて、事業の必要性やスキーム等については、十分に部内での協議を行い、必要に応じ政策調整会議に諮るなど、予算査定において議論することのないよう留意すること。
なお、行政評価庁内審議委員会において審議されていない新規・拡充事業については、緊急性のあるものを除き、原則、予算計上を認めないことに留意すること。
- (3) 事業開始から3年を経過する事業や過去の査定で指摘のあった事業について

は、前例・慣例を踏襲することなく、事業効果、現在の市民ニーズ、所期の目的の達成状況等を検証し、継続の可否や再編・再構築の必要性を精査すること。

9 要求の留意点

- (1) 複数の部課に関係する事務事業については、事前に協議・調整を済ませておくこと。なお、協議・調整が不十分な場合は、予算計上を認めないことに留意すること。
- (2) DX推進や新規システム導入等については、行政マネジメント課及び情報政策課に必ず相談を行うこと(その場合も、システム導入検討委員会での審議は別途必要である)。
- (3) 施策経費については、第3次唐津市総合計画の施策体系に沿った事業立てを行うこと。なお、施策経費以外についても、細分化されすぎている事業の統合、巨大化した事業の分割、適切な予算科目への変更、事業名と事業内容が乖離している事業の名称変更など、予算事業の見直しを行うこと。
- (4) 各施策について、「広報・周知が不十分である」との指摘を踏まえ、広報プラン(ターゲット、手法、時期等)を十分に検討し、明確に記載すること。
- (5) 工事、委託業務、物品調達等の予算要求に当たっては、適切な価格転嫁を図るため、労務費、原材料費、エネルギーコスト等について、国等が示す客観的な指標や最新の実勢価格を踏まえた適切な積算を行うこと。

10 その他

年間ベースで予算額を把握する必要があるので、例年補正で対応している県事業負担金等を除き、全て当初に予算要求を行うこと。